

農業水利施設保全対策事業（拡充）

1．趣 旨

- (1) 少子高齢化・循環型社会への移行が予想される中で、既存のストックに手を加えながら、長く大切に使う効率的な保全管理が重要な課題となっている。
- (2) このため本施策により、施設の長寿命化の観点に立った施設の予防的な保全対策を通じたライフサイクルコストの低減と施設の信頼性の向上、施設管理の合理化に着手してきたところである。
- (3) 平成17年3月に閣議決定された「食料・農業・農村基本計画」において、既存ストックの有効活用の観点から農業水利施設等の長寿命化を図り、これらのライフサイクルコストを低減することを通じ、効率的な更新整備や保全管理を充実することとされ、本施策の充実強化が求められている。
- (4) このようなことから、現時点では、一部の施設への適用にとどまっている本施策を一般化、原則化するとともに、施設機能保全計画に基づく効率的な機能確保を実施する仕組みを整備し、予防的な保全対策による施設の長寿命化を確実に実施するものとする。また、あわせて、本施策の円滑な普及、定着化を図るため、突発的事故に対応するセーフティネットを整備することとする。

2．事業内容等

対策が必要となる都道府県営造成施設の50%以上について、今後5年間で計画を策定することを定めた各県での実施方針に基づき、事業を実施することとする。

- (1) 施設機能保全計画の策定
 - 施設状況調査（施設の劣化度の把握等）
 - 施設機能診断（機能保全対策の選択、補修工事の工法検討）
 - 施設機能保全計画の策定（ライフサイクル管理、機能保全対策）
- (2) 機能保全対策の実施
 - 施設機能保全計画に基づいて、着実な実施を図る。
 - 施設機能監視（劣化状況の把握及び劣化原因究明のための構造物の監視）
 - 予防保全工事（施設における劣化防止のための対策工事）
 - 機能保全工事（施設機能回復のための対策工事）
- (3) 緊急対応の実施
 - 農業水利施設の突発的事故に対する現地仮復旧及び機能回復等を行う緊急補修工事

3．事業実施主体等

- (1) 事業実施主体 都道府県
- (2) 補助率 1 / 2
- (3) 事業実施期間 平成18年度～平成22年度

4．平成18年度概算決定額

900,000(362,978)千円

【担当課：農村振興局水利整備課】